

緩和ケアに関する研修体制における論点（案）

○ 医師を対象とした緩和ケア研修について

- (1) 拠点病院から、自施設のがん診療に携わる全ての医師と緩和ケア研修修了者について報告を求めることとしてはどうか。
 - ・ その際、
 - ①がん患者の主治医や担当医となる者
 - ②がん患者の主治医や担当医となることは想定されないが、主治医等から診察依頼を受けた場合や当直業務などでがん患者に対する診療を行うことがある者
 - ③病理診断医や放射線診断医など、がん患者との日常的な対面は想定されない者に分類することとしてはどうか。
- (2) 受講を促進するための受講しやすい研修体制とはどのような体制なのか。
- (3) 研修内容に患者の視点を取り入れる方法の具体策はなにか。
- (4) 研修指導者の教育技法などの向上を目指した指導者研修会の今後のあり方とはどのようなものか。

○ 看護師を対象とした緩和ケア研修体制について

- (1) 特に看護師に対しての研修の必要性に関するご意見が多く出されているところだが、従来からの看護師の院内教育の中での普及を図ることとしてはどうか。
 - ・ 院内教育の質を均てん化するため、院内教育において指導的立場となる者の教育体制の構築や、院内教育における標準的テキストの開発等を行ってはどうか。
 - ・ 上記体制の普及のため、各拠点病院に対して、看護師に対する緩和ケア研修の指導者を定め、報告を求めることとしてはどうか。